

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 37 —



令和2年12月

編集・発行／

白子町農業委員会

『町の頑張る農業担い手集団』を皆さんに紹介します。

次代に魅力を与えられる近代農業を目指して…

白子水耕温室組合

年間を通した計画生産・出荷を確立するとともに、後継者に魅力を与えられる近代農業を目指して、昭和55年9月に有志7人により「白子水耕温室組合」が設立され、水耕栽培による小ねぎ生産が始まりました。

次代の農業を展望し、作物の能力を2倍、3倍と引き出すことが可能な水耕栽培を取り入れた考察と新技術確立に向けた研究心により、栽培は軌道に乗り、瞬く間に規模拡大が図られ、また、平成15年に集出荷施設の整備を図り、調整・包装作業を機械(ライン)化し生産コストの削減が行われました。市場には、「ながいきねぎ」の愛称で出荷を行っており、現在の施設合計4.6ha、年間出荷量20万ケース(400トン)で、県下第1位の産地となっています。ながいきねぎの特徴は、えぐみ、からみ、臭みがとても少なく、生で食べても美味しいということ。和食、洋食または中華料理にと広い範囲の料理で使われています。



【長島組合長と山縣工場長 ふたりの息は抜群！】

現在、組合長を務める長島和昭さんに話を伺いました。「設立から40年が経ち、僕も父からの経営を引き継ぎ2代目ですが、当初の7人のメンバー家族が継続栽培できているということが組合一番の自慢です。」と、語ってくれました。「小ねぎは、1作平均60日で生育・収穫されます。収穫したものはすぐに予冷庫に入れ鮮度を保ちます。出荷量が減少する夏の期間をどう対応していくか。また、さらに品質の良いものを作りながら年間を通して安定した出荷量を保っていくか。ということが、

現在の課題でもあり、目標でもあります。これからも、安心安全なながいきねぎを作るため、栽培にこだわりを持ち、組合員一丸となって、新鮮な“ながいきねぎ”を多くの人に届けていきたい。」と、話す姿は、しっかりと、前を、これからを見つめていました。



○ 「農業収入保険」 — 農業経営の様々なリスクが補償の対象です —

2019年1月から新たに始まった「収入保険制度」は、農業者の経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格の低下などで売上が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険です。安心して農業に取り組むために、農業経営の様々なリスクに自ら備えておくことが重要です。



➤ 農業収入保険の仕組み

○収入保険の対象者は、青色申告を行っている農業者です。

- ✓ 加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入できます。

○自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

- ✓ 自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を保障します。

○農業者が保険期間に生産・販売する農作物の販売収入全体が対象です。

- ✓ 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ、牛乳など、ほとんどの農作物をカバーします。
- ✓ 収益性の高い野菜などの生産・販売や複合経営などに取り組みやすくなります。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので別立てにします。

※収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。(令和3年1月から当分の間、特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)することができます。)

○農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入(過去5年間の平均収入)の9割を下回った場合に、支払率により補てんします。

- ✓ 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てにならない積立方式」の組合せができます。
- ✓ 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。
- ✓ 保険料(掛金)率は、1.08%です。自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。
- ✓ 積立金は、補てんに使われなければ、翌年に持ち越されます。また、保険料、積立金は分割払が可能です。

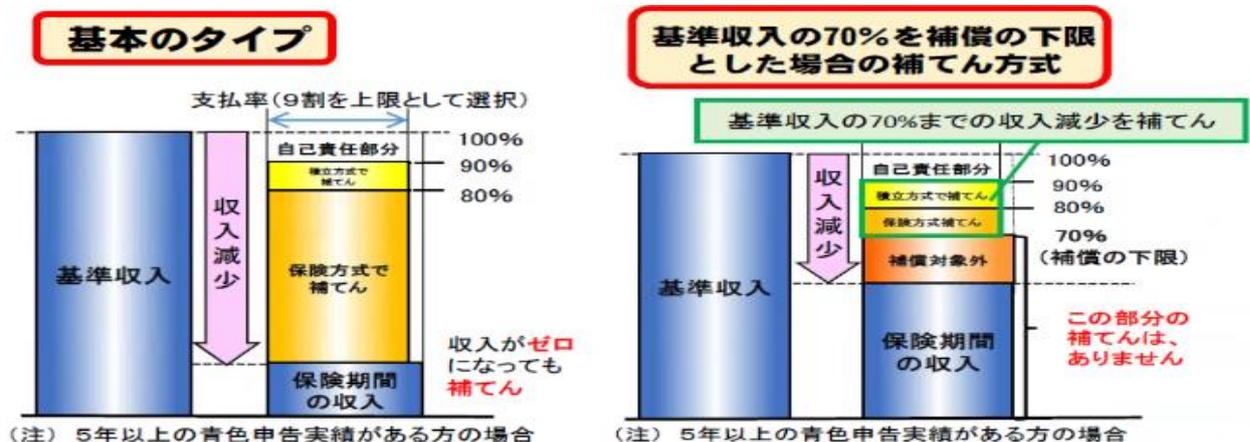
➤ 農業収入保険の保険料等試算 (例:基準収入1,000万円の場合)

基本タイプでは、保険方式の保険料7.8万円、積立方式の積立金22.5万円、事務費2.2万円で、最大810万円の補てんが受けられます。

○ 保険料の安いタイプもあります! (令和2年1月 追加)

- ✚ 保険方式の補償の下限(基準収入の50%・60%・70%)を選択し、保険料を安くすることができます。

(例)70%タイプ選択…保険料4.4万円(約4割安)、積立金22.5万円、事務費1.9万円で、保険期間収入が700万円になったときは180万円の補てんが受けられます。(※ただし、700万円を下回った分の補てんはありません。)



「農業収入保険制度」について詳しく知りたい方は、全国農業共済組合連合会(03-6265-4800)又は相談窓口(千葉県農業共済組合 本所 043-245-7447)までお問い合わせください。